一方、A県内で被災しし外国人においては、D県での大震
災のできて目様に児園33者の夕勢が予想される。そうまるこ、
9ト国人で日本人での間の区別は合理性も有するようにも思える
もっても、A県内で震災に見舞われん外国人の全員が帰国
するりけではなく、現時点においては可能性であるにすぎな
いていうかきである。しなからて、外国人全員が帰国りの予定
とみなして国籍多件を設けることは適合的ではない。まれ、
1月国人全見を対象外で引わりでは13/3く、悪災後A県に残る。
外国人ル対して支給を認めることはA県の復興上、本の5
ルカこととも言えた。しれからて、国籍多件も設けることは、
周度は規制である。よれ、実質的関連性は認められない。
以上より、本件条例3条15は14条1項12反し達義である。
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23